

毎週火、金曜日発行(但休日相当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇教委規則

- 鳥取県立養護学校学則
- 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則
- 鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則
- 鳥取県立盲学校、ろう学校学則の一部を改正する規則

教育委員会規則

鳥取県立養護学校学則をここに公布する。

昭和三十八年十月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

鳥取県教育委員会規則第十号

鳥取県立養護学校学則

目次

- 第一章 総則(第一条)
 - 第二章 校名、学部、課程、修業年限、收容定員及び位置(第二条)
 - 第三章 職員組織(第三条―第七条)
 - 第四章 学年、学期及び休業日(第八条―第十二条)
 - 第五章 教育課程及び授業時間数(第十三条)
 - 第六章 成績評価及び課程の修了の認定(第十四条―第十六条)
 - 第七章 入学、退学及び転学(第十七条―第二十一条)
 - 第八章 入学選抜手数料及び授業料(第二十二条)
 - 第九章 賞罰(第二十三条・第二十四条)
 - 第十章 補則(第二十五条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立養護学校(以下「学校」といふ。)の学則を定めることを目的とする。

第二章 校名、学部、課程、修業年限、収容定員及び位置

収容定員及び位置

(校名、学部、課程、修業年限、収容定員及び位置)

第二条 学校の校名、学部、課程、修業年限、収容定員及び位置は、次の表のとおりとする。

校名	学部	課程	修業年限	収容定員	位置
鳥取県立米子皆生学園	小学校に準ずる	六年	一〇五	米子市上福原一七五一	
	中学校に準ずる	三年	六〇	の	

第三章 職員組織

(職員組織)

第三条 学校に、校長、教諭、助教諭、養護教諭、事務職員及び用務員を置く。

2. 前項に掲げる職員のほか、学校医、学校歯科医、学

校薬剤師その他必要な職員を置く。

3 第二項に規定する職員の定員は、別に定める。

(教頭)

第四条 学校に、教頭を置く。

2 教頭は、校長を助け、校務を整理し、校長に事故があるときは、その職務を代理する。

(職業指導主事)

第五条 学校に、職業指導主事を置く。

2 職業指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業指導をつかさどる。

(保健主事)

第六条 学校に、保健主事を置く。

2 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理にあたる。

(事務長及び主事)

第七条 学校に、事務長及び主事を置く。

2 事務長は、校長の監督を受け、事務を総轄する。

3 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

第四章 学年、学期及び休業日

(学年)

第八条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(学期)

第九条 学年を次の三学期に分ける。

第一学期 四月一日から七月三十一日まで

第二学期 八月一日から十二月三十一日まで

第三学期 一月一日から三月三十一日まで

(休業日)

第十条 休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日

二 日曜日

三 学年始休業日 四月一日から四月四日まで

四 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで

五 冬季休業日 十二月二十六日から翌年一月八日まで

六 学年末休業日 三月二十五日から三月三十一日まで

七 臨時休業日

2 前項第三号から第六号までの休業日については、校長は、教育委員会の承認を受けて、その時期を変更し、又はその日数を通算した範囲内で、これを増減することができる。

3 第一項第七号の休業日については、校長は、十日以前にその理由及び期日を具し、教育委員会の承認を受けて定めることができる。

(振替授業)

第十一条 校長は、やむを得ない理由がある場合には、教育委員会の承認を受けて、休業日に授業し、授業日に休業することができる。

(臨時休業)

第十二条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に休業することができる。

2 前項の場合においては、校長は、すみやかに教育委員会に報告しなければならない。

第五章 教育課程及び授業時間数

(教育課程及び授業時間数)

第十三条 学校の教育課程及び授業時間数は、校長が学習指導要領の基準により編成し、教育委員会の承認を受けて定める。

第六章 成績評価及び課程の修了の認定

(成績評価)

第十四条 成績評価に関しては、学習指導要領に基づいて学校が定める。

(課程の修了)

第十五条 小学部及び中学部の各学年の課程の修了は、児童及び生徒の出席時間数及び学習成績に基づいて学校が認定する。

(卒業)

第十六条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた児童及び生徒に対して、卒業証書(第一号様式)を授与

しなければならない。

第七章 入学、転学及び退学

(入学資格)

第十七条 学校に入学することのできる者は、肢体不自由者で、それぞれ次の各号に該当する者とする。

一 小学部 満六才以上の者

二 中学部 養護学校小学部若しくは小学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

(入学)

第十八条 入学は、校長が許可する。

2 保護者は、子女を入学させようとするときは、入学願(第二号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。

一 就学の始期に達した者にあつては、住所の存する市町村の教育委員会の証明書

二 小学校の全課程を修了した者にあつては、当該小学校長の卒業証明書

(転入学)

第十九条 保護者は、子女を転入学させようとするときは、転入学願(第二号様式)に、在学学校長の在学証明書を添えて校長に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、校長は、当該子女を各部の相当学年に入学させることができる。

(転学及び退学)

第二十条 保護者は、児童及び生徒を転学又は退学させようとするときは、転学願(第三号様式)又は退学願(第四号様式)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(児童、生徒及び保護者の転籍、転籍、氏名変更)

第二十一条 児童、生徒及び保護者が、転籍、転居、又は氏名変更した場合には、保護者は直ちにその旨を校長に届け出なければならない。

第八章 入学選抜手数料及び授業料

(入学選抜手数料及び授業料)

第二十二条 入学選抜手数料及び授業料は、これを徴収しない。

第九章 賞罰

(表彰)

第二十三条 校長は、一般の児童及び生徒の模範となること認められる者があるときは、これを表彰することができる。

(懲戒)

第二十四条 校長は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一一条及び学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第十三条の定めるところにより児童及び生徒に懲戒を行なうことができる。

第十章 補則

第二十五条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

00242

7 昭和38年10月21日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第96号 (第3種郵便物認可)

第 2 号 様 式

(転) 入 学 願

年 月 日

鳥取県立 学校長 氏 名 殿

本人 氏 名

保護者 氏 名 印

下記の理由により貴校 (小学) 部第 学年に (転) 入学させたいので、許可して下さるようお願いいたします。

記

本 人	生年月日	年 月 日生	
	本 籍		
	現 住 所		
	就学状況	1 就学免除	2 就学猶予 年間
保 護 者	生年月日	年 月 日生	
	本 籍		
	現 住 所		
備 考	(職業)		

理 由	起因症	(病名)	(診断医名)
	障害状況	(肢体)	
		(言語)	
	その他		

00241

昭和38年10月21日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第96号 (第3種郵便物認可) 6

第 1 号 様 式

第
号〔小学
中学〕

印

年 月 日

日

鳥取県立 学校長 氏 名 印

部の課程を修了したことを証する

氏名

年 月 日生

卒業証書

00244

第 4 号 様 式

退 学 願

年 月 日

鳥取県立 学校長 氏 名 殿

(小学) 部第 学年
(中学)

本 人 氏 名

保護者住所

氏 名 印

下記の理由により退学させたいので、許可して下さるようお願い
いたします。

記

理 由

転居先

退学後 1 就学免除 2 就学猶予 3 その他 ()

居住地教育委員会名

教育委員会

00243

第 3 号 様 式

転 学 願

年 月 日

鳥取県立 学校長 氏 名 殿

(小学) 部第 学年
(中学)

本 人 氏 名

保護者住所

氏 名 印

下記の理由により転学させたいので、許可して下さるようお願い
いたします。

記

理 由

転学先学校学年

学校 () 部) 第 学年

転学先教育委員会名

教育委員会

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年十月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

鳥取県教育委員会規則第十一号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和三十二年九月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び鳥取県立盲学校、鳥取県立ろう学校(以下「盲ろう学校」という。)」を「鳥取県立盲学校(以下「盲学校」という。)、鳥取県立聾学校(以下「聾学校」という。)、及び鳥取県立養護学校(以下「養護学校」という。)」に改める。

第二条中「及び盲ろう学校」を「盲学校、聾学校及び養護学校」に改める。

第三条を次のように改める。

(名称、課程等)

第三条 学校の名称、位置、課程、学科、科、收容定員

及び修業年限は、鳥取県立高等学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十一号)、鳥取県立盲学校、聾学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十二号)及び鳥取県立養護学校学則(昭和三十一年十月鳥取県教育委員会規則第十号)の定めるところによる。

「第六章 児童生徒の管理」を「第六章 児童、生徒及び幼児の管理」に改める。

第二十条第一項中「生徒」の下に「及び幼児」を加える。

第二十四条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、盲学校及び聾学校の小学部及び中学部並びに養護学校の児童及び生徒に対しては、停学又は退学を命ずることはできない。

第二十五条第一項及び第二十六条第一項中「生徒」の下に「又は幼児」を加える。

第二十七条を次のように改める。

(盲学校及び聾学校生徒への準用)

第二十七条 第二十一条から第二十三条までの規定は、盲学校及び聾学校の高等部並びに盲学校の専攻科及び別科の生徒にこれを準用する。

第二十八条第一項中「事務嘱託、実習助手及び用務員」を「実習助手、寮母、主事補及び用務員」に、同条第二項中「及びその他の臨時職員」を「学校薬剤師その他必要な職員」に改める。

第三十条を次のように改める。

(定時制及び通信制の課程の主事)

第三十条 高等学校に全日制の課程のほか、定時制の課程又は通信制の課程をおく場合は、定時制の課程に定時制主事を、通信制の課程に通信制主事をおく。

2 定時制主事及び通信制主事は、校長の監督を受け、その課程に関する校務をつかさどる。

3 定時制主事及び通信制主事は、当該学校のそれぞれの課程に属する教諭の中から、校長の意見をきいて教育委員会がこれを命ずる。

第三十四条及び第三十四条の二を次のように改める。

(事務長及び主事)

第三十四条 学校に、事務長及び主事をおく。

2 事務長は、校長の監督を受け、事務を総轄する。

3 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

4 事務長は、事務職員の中から校長の意見をきいて教育委員会がこれを命ずる。

5 主事は、事務職員の中から教育委員会がこれを命ずる。

(船長、機関長及び通信長等)

第三十四条の二 水産高等学校に、船長、機関長、通信長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士その他必要な職員をおく。

第三十四条の二の次に次の一条を加える。

(園長)

第三十四条の三 高等学校の附属幼稚園に、園長をおく。

2 園長は、校長の監督を受け、園務をつかさどる。

第三十七条第二項第三号中「第二十六号」を「第一項第二十七号」に改める。

第三十八条第二項を次のように改める。

2 校長が三日以上、職員が六日以上にわたって県外に出張しようとするときは、校長は、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。

第四十六条の次に次の一条を加える。

(防火管理者)

第四十六条の二 学校に、防火管理者をおく。

2 防火管理者は、校長の監督を受け、学校の防火に関する事項をつかさどる。

3 防火管理者は、当該学校の教諭の中から校長の意見をきいて教育委員会がこれを命ずる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年十月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

鳥取県教育委員会規則第十二号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 校名、課程、生徒定員、位置および修業年限」を「第二章 校名、課程、学科、科、収容定員、位置および修業年限」に改める。

「第二章 校名、課程、生徒定員、位置および修業年限」を「第二章 校名、課程、学科、科、収容定員、位置および修業年限」に改める。

第二条(見出しを含む。)中「校名、課程、生徒定員および位置」を「校名、課程、学科、科、収容定員および位置」に改める。

第四条第一項中「事務嘱託、実習助手および用務員」を「実習助手、寮母、主事補および用務員」に改め、同条第二項中「および臨時職員」を「その他必要な職員」に改める。

第六条及び第七条を次のように改める。

(定時制および通信制の課程の主事)

別表

第六条 高等学校に全日制の課程のほか、定時制の課程または通信制の課程をおく場合は、定時制の課程に定時制主事を、通信制の課程に通信制主事をおく。

2 定時制主事および通信制主事は、校長の監督を受け、その課程に関する校務をつかさどる。

(事務長および主事)

第七条 学校に、事務長および主事をおく。

2 事務長は、校長の監督を受け、事務を総轄する。

3 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

第三十二条の見出しを「(転科)」に改め、同条第一項中「課程変更」を「転科」に、「課程変更願」を「転科願」に改め、同条第二項中「課程変更」を「転科」に改める。

別表を次のように改める。

高等学校名	課程名	学科名	科名	所在地	収容定員
鳥取東高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	鳥取市立川町五丁目一〇番地	一、二五〇
		普通学科	普通科		
鳥取西高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	鳥取市東町二丁目一二番地	一、五〇〇
		家庭学科	家庭科		
		普通学科	普通科		
		普通学科	普通科		
鳥取商業高等学校	全日制課程	商業学科	商業科	鳥取市湖山町二九九五番地	六五〇
		商業学科	商業科		
鳥取商業高等学校	定時制課程(夜間)	商業学科	商業科	〃	二〇〇
		商業学科	商業科		

00250

15 昭和38年10月21日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第96号 (第3種郵便物認可)

青谷高等学校		智頭農林高等学校			若桜分校		八頭高等学校			岩美高等学校		美和分校				
全日制課程		全日制課程			定時制課程	全日制課程	全日制課程			全日制課程		定時制課程				
普通学科	家庭学科	普通学科		農業学科	普通学科	普通学科	普通学科	普通学科	普通学科	普通学科	普通学科	農業学科				
普通科	家庭科	普通科	家庭科	林業科	農業科	普通科	普通科	家庭科	普通科	普通科	普通科	家庭科	畜産科	農業科	家庭科	
倉吉市塚町二丁目二〇一番地	〃	気高郡青谷町北浜二九一番地		〃	〃	八頭郡智頭町智頭七一一番地	〃	八頭郡若桜町若桜五〇一番地	〃	八頭郡家町久能寺七二五番地	〃	岩美郡岩美町浦富七〇八番地	〃	〃	鳥取市源太一二番地	〃
七五〇	一五〇	四〇〇	一五〇	二〇〇	一五〇	九〇	一五〇	一五〇	一三〇〇	一五〇	一五〇	二〇〇	一五〇	一三〇		

00249

昭和38年10月21日 月曜日 鳥取県公報 (号外)第96号 (第3種郵便物認可) 14

鹿野分校		鳥取農業高等学校			鳥取西工業高等学校				鳥取工業高等学校								
定時制課程	全日制課程	全日制課程			全日制課程				全日制課程								
農業学科		農業学科		農業学科		工業学科		工業学科									
農業機械科	農業科	農業機械科	家庭科	農産製造科	農業科	土木科	電子科	電気科	機械科	工業化学科	建築科	金属工業科	金属化学科	電気科	機械科		
〃	〃	気高郡鹿野町寄田三三一番地		〃	〃	鳥取市湖山町一二五八番地	〃	〃	〃	鳥取市(当分の間仮校舎を鳥取市東町二丁目一二番地に置く。)						〃	鳥取市立川町五丁目三二〇番地
二二〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一一〇	一一〇	一一〇	二四〇	二四〇	二二〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇		

養良農業高等学校			赤碕高等学校				由良育英高等学校			倉吉工業高等学校					
八橋分校															
全日制課程			定時制課程		定時制課程		全日制課程		全日制課程			全日制課程			
農業学科			農業学科		農業学科		家庭学科 普通学科		家庭学科 普通学科		工業学科				
家庭科	畜産科	農業科	家庭科	農業科	家庭科	農産製造科	農業科	家庭科	普通科	家庭科	普通科	電子科	工業化学科	電気科	機械科
〃	〃	西伯郡淀江町今津二八六番地	〃	東伯郡東伯町徳万五七一番地	〃	〃	〃	〃	東伯郡赤碕町赤碕一九五七番地の一	〃	東伯郡大栄町由良宿一、六〇八番地	〃	〃	〃	倉吉市小田字下前田二〇四ノ五
三〇〇	一二〇	一三〇	一六〇	一二〇	一五〇	一五〇	七〇〇	一二〇	一二〇	二四〇	二四〇				

倉吉産業高等学校			倉吉農業高等学校				倉吉西高等学校			倉吉東高等学校					
			三朝分校												
全日制課程			定時制課程		全日制課程		全日制課程		定時制課程 (夜間)		全日制課程		全日制課程		
商業学科		農業学科	農業学科		農業学科		家庭学科 普通学科		普通学科		攻 科		商業学科	工業学科	
商業科	家庭科	園芸科	家庭科	農林科	家庭科	農業土木科	畜産科	農林科	家庭科	普通科	普通科	科	商業科	電気科	機械科
〃	〃	倉吉市上井町四三〇番地	〃	東伯郡三朝町大瀬字戸崎九九六番地	〃	〃	〃	倉吉市大谷一六六番地	〃	倉吉市余戸谷町三〇五八番地	〃	〃	〃	〃	〃
四五〇	一五〇	一五〇	九〇	一五〇	一二〇	一二〇	三〇〇	一五〇	九五〇	一六〇	五〇	二〇〇	四〇	八〇	

養護助教諭、講師、実助習手、寮母、主事補および用務員をおく。

第三条第二項中「および臨時職員」を「その他必要な職員」に改める。

第五条の三を次のように改める。

(事務長および主事)

第五条の三 学校に、事務長および主事をおく。

2 事務長は、校長の監督を受け、事務を総轄する。

3 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第二号様式中「高等学校の 課程」を「高等学校の 科の課程」に改める。

第六号様式及び第七号様式中「課程」を「科」に改める。

第九号様式中「全日制 科 課程 年」を「全日制 課程 学科 科第 学年」に改める。

第十号様式中「全日制 科 課程第 学年」を「全日制 課程 学科 科第 学年」に改める。

第十一号様式を次のように改める。

第十一号様式

転 科 願

このたび左記のとおり転科したいと思っておりますので、許可して下さるよう保護者と連署してお願いいたします。

一 事由 記

二 希望学科 学科 科第 学年

年 月 日 学科 科第 学年

鳥取県立 高等学校長殿

生徒 氏 氏 名 名

保護者 氏 氏 名 名

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立盲学校、ろう学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年十月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

鳥取県教育委員会規則第十三号

鳥取県立盲学校、ろう学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立盲学校、ろう学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県立盲学校、聾学校学則

第一条及び第二条の表中「ろう学校」を「聾学校」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

学校に、校長、教諭、養護助教諭、事務職員、助教諭